

平成29年1月24日



担当課	観光課
担当者	阪口・加古
電話	(073) 435-1234
内線	3077

(一社) 和歌山市観光協会が日本版DMO候補法人に登録されました！

観光庁の「日本版DMO候補法人登録制度」に一般社団法人和歌山市観光協会が、1月20日付で登録されました。

今回の観光庁の登録は、第7回目となる募集に対し、12件（地域連携DMO：4件、地域DMO：8件）の候補法人が登録されました。

日本版DMO候補法人登録制度には、昨年11月2日までに全国で111の候補法人が登録されており、これで、全国で累計123件（広域連携DMO：4件、地域連携DMO：56件、地域DMO：63件）の登録となりました。

県内の地域DMOとしての登録は、(一社) 田辺市熊野ツーリズムビューロー、(一社) DMO白浜〈仮称〉(設立予定) に続いて3件目となります。

(一社) 和歌山市観光協会を「稼ぐ」観光の中核組織と位置付け、観光協会会員をはじめとする多様な関係者とともに、官と民が一体となって、マーケティングに基づき、ターゲットに合わせた戦略をもとに観光資源の磨き上げや観光商品づくり、プロモーション等の強化を図ることで「観光」を産業として捉え、地域経済の活性化を目指します。

1. 登録候補法人

一般社団法人和歌山市観光協会（会長 尾花正啓）

2. 申請区分

地域DMO

3. マネジメントの区域

和歌山市

◎観光庁 日本版DMO HP

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000053.html

◎観光庁 日本版DMO候補法人第7弾登録 HP

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics04_000080.html

〈 参 考 〉

◎日本版DMO

Destination Management/Marketing Organization の略。

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

◎日本版DMO候補法人登録制度

観光庁を登録主体として、日本版DMOの候補となり得る法人を「登録」し、登録を行った法人及びこれと連携して事業を行う関係団体に対して、関係省庁が連携して支援を行うことで、各地における日本版DMOの形成・確立を強力に支援する制度

日本版DMO候補法人登録制度の枠組み

(1) 登録対象：地方公共団体と連携して観光地域づくりを担う法人

(2) 登録の区分：

○広域連携DMO

・複数の都道府県に跨がる地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

○地域連携DMO

・複数の地方公共団体に跨がる区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

○地域DMO

・原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

(3) 登録主体：国（観光庁長官）